

(仮称) 栗子山風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する 山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 事業計画について

- ① 既設道路以外に送電線の埋設などを計画するにあたって、環境に与える影響が大きくなる可能性がある場合は、環境影響評価の対象とすることを検討すること。

- ② 事業実施想定区域は、硫化鉄が含まれる地層が分布している地域であるため、現地の地質の状況を把握し、事業計画の検討を行うこと。

2 個別事項

(1) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域には、林野庁により「緑の回廊」に設定された森林等が存在することから、風力発電機の設置や搬入路の整備等を計画するにあたっては、緑の回廊内の生態系の保全に十分配慮すること。

また、緑の回廊に限らず、動物、植物及び生態系に与える影響について、回避又は極力低減すること。

なお、風力発電機の稼働による騒音（低周波音）が、緑の回廊における生態系に与える影響の大きさについて、最新の知見の収集に努め、影響が懸念される場合には、配慮すること。

(2) 景観について

風力発電機の設置にあたっては、景観に対する影響が懸念されることから、周辺住民等にも配慮し、配置を検討すること。